様式第2号（第12条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　年　月　日

　　　　　　　　　　殿

沖縄県知事

聴聞通知書

　　　　　　　が行った遊漁船業務が下記のとおり遊漁船業の適正化に関する法律（以下「法」という。）に違反するので、法第　条の規定により、不利益処分を行うことしております。

　よって、行政手続法第13条第1項の規定により、聴聞を行いますので、下記により出席してください。

記

　１　聴聞の件名

　２　不利益処分の内容と根拠法令の条項

　３　不利益処分の原因となる事実

　４　聴聞の日時　　　　　　年　月　日（　）　　午前・午後　　時　　分

　５　聴聞の場所

　６　連絡・照会先

　７　その他

（１）聴聞の日に出席して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出できます。

（２）聴聞の日に出席する代わりに陳述書及び証拠書類等を提出できます。

（３）聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料（不利益処分調書）を閲覧できます。

　（４）代理人を選任できます（この場合、代理人選任届を提出してください。）

（５）聴聞の日に補佐人と共に出席できます（この場合、補佐人選任届を提出すると共に、予め聴聞主催者の許可が必要になります。）

（６）聴聞の日に欠席し、かつ、その日までに陳述書及び証拠書類等が提出されないときは、聴聞が終結します。